

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和6年9月6日

第3日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和6年 第3回世羅町議会定例会 (第3号)

令和6年9月6日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |               |  |
|---------------|--|
| 第 1           | 広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員の補欠選挙  |
| 第 2 報告第 7 号   | 株式会社セラアグリパーク第 22 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 23 期予算等の報告について                      |
| 第 3 諮問第 1 号   | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて   |
| 第 4 諮問第 2 号   | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて   |
| 第 5 諮問第 3 号   | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて   |
| 第 6 同意第 2 号   | 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を<br>求めることについて                                     |
| 第 7 議案第 62 号  | 財産の無償譲渡について  |
| 第 8 議案第 63 号  | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  |
| 第 9 議案第 64 号  | 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例  |
| 第 10 議案第 65 号 | 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 議案第 66 号 | 令和 5 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 12 議案第 67 号 | 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 13 議案第 68 号 | 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第 14 議案第 69 号 | 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 15 議案第 70 号 | 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 16 議案第 71 号 | 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について   |

算認定について

- 第 17 議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
- 第 18 議案第 73 号 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 19 議案第 74 号 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 75 号 令和 6 年度後期高齢者医療制度特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 21 議案第 76 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 第 22 議案第 77 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 23 議案第 78 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番	高橋公時	4 番	矢山武
3 番	上本剛	6 番	田原賢司
5 番	向谷伸二	8 番	松尾陽子
7 番	藤井照憲	10 番	久保正道
9 番	徳光義昭	12 番	米重典子
11 番	山田睦浩		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	山崎誠	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	升行真路
税務課長	藤井博美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	山名智並	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	小林英美	産業振興課長	垣内賢司
商工振興課長	山口徹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	市尻孝志	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		
代表監査委員	西川めぐみ		

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	追林威宏
囑託書記	貞光有子		

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長(米重典子) ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員の補欠選挙」 を行います。

議員辞職に伴い広島中部台地土地改良施設管理組合議会の議員に欠員が生じていることから同組規約第5条第2項の規定により、定員の補充を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、「指名推選」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」に、4番 矢山 武 議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「広島中部台地土地改良施設

管理組合議会議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方が、「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」に当選されました。

ただいま、「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」に当選されました方が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2 報告第 7 号 株式会社セラアグリパーク第 22 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 23 期予算等の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） おはようございます。議案集 1 ページをお開きください。

報告第 7 号

株式会社セラアグリパーク第 22 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 23 期予算等の報告について

株式会社セラアグリパーク第 22 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 23 期予算等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) 全協においても一定の説明を受けたところでありますけれども、先ほど説明がありました損益計算書、これをみましてもワインの売上、これは年々顕著に上がってきておると。まもなく1億円に到達するかというような勢いがありますので、これは喜ばしいことだと思います。しかしながら全体を通しまして18万9000円の黒字というご報告を受けたところでありますけれども、全協におきましては本年度の22期の決算書のみを見て前年比較等もさせていただいたうえ確認いたしましたら、貸借対照表のところ短期借入金、これが1000万円ほどありました。これは今回1000万円返済しております。

しかしながら長期借入金が3200万円だったところが5100万円、約1880万円借入れていると。1000万円返したとしても880万円は借入のままであると。最終的にこれがどのような決算になっているのかわかりませんが、実質で言えばマイナスです。帳尻合わせの黒字の売上ということで考えられる決算であります。紐解いていけば、コロナ前よりワインの沈殿物があって廃棄した。売上も上がらないということで5期連続くらいですか、赤字が続いて、そうしたことはもうこの事業自体も見直さなければならぬというところまできているんですよ。コロナ後何とか復活してここまで伸ばしてきた。これは経営の努力だと思いますけれども、このまま営業、損益計算書で見られるように、ワインの売上、そうしたもので、今度売上原価、販管費を引いてマイナスです。マイナスです。最終的には営業外収益も含めて黒にもってきております。これは別に全然問題ないとは思いますが。しかしながら借入も増えているということであれば、トータルで言えば、これは何かほかに取得したものがあつた。財産として残ったものがあるというなら別ですけども、簡単にこの借入金の部分は損失補てんにあっているのか、その点をお伺いいたします。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) お答えいたします。ご指摘いただきましたように、ワインの売上につきましては1億に届くくらいの数字になっておるというところは、町といたしましても十分評価できるということで今後期待をして

いるところでございます。

またもう1点、営業総利益の部分で、まず1億5000万円、それからそのあと一般販売費、一般管理費を引いたところで営業損失になっているところというご指摘の中で、最終的には営業外収益等含めてプラスになっているところについては評価いただいたのではないかというふうに私も受止めております。今後はそういったところにアグリパークといたしましても力を入れて黒字を続けて赤字にまた戻らないようにするということについてはお聞きしているところでございます。

余談でございましたが、それでは、余談というか、前段でそういった説明をさせていただきましたが、ご質問の長期借入、短期借入をして返し終わったというところではありますが、長期借入で最終的には借入が増えている。そこらについてどうかということでございますが、これにつきましては、この長期借入は10年というふうにお聞きしております。これは先ほどもまさにご指摘いただきましたが、財産の取得によるものではなくて、運転資金ということでお聞きはしておりますが、これは、逆にですね、短期でなく長期を借りて、十分返せる範囲の中で、経営をしっかりと先まで見ているとというふうにお聞きしておりますので、町としてはこれについては、当然年度年度返していくものが出てまいります。これについては大きな今後の経営の大きな負担になるというふうには見ておりませんので、今後もしっかりワインの売上等伸ばしていただいて、安定した運営をこれによってしていただきたいというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 当初は売上も伸び、一般会計の基金にも積立てるくらいの勢いがありましたよ。最高額には2000万近く積立をされており、コロナ化に入りまして厳しくなったところ、そういったお金も全部おろしてます。ないですね。この先、経営していくにあたって今、借金はしてますよ。これが嵩むばかりではだめですよ、勿論経営のため。このままの経営でいけばとんとんでいっても黒が出ていればいいです。借金が膨らむようであれば、最終的にどうなりますか。これは町民の税金をここに投入するようになりますよ。です



から、販管費もそうですけれども、製造原価にしてもそうですよ。厳しく見ていかなければならない状況はもうすでに来ております。そこはそのまま高い原価で買上げて高いワインにして、売上が上がらなくなっても、それでも最終的に赤字が出た。今度は皆の町民の税金でそこに充てこめよう。これですと経営していくんだという理念でやられているんだしたら、もうそうでしょう。でもそんなところに税金は使えないですよ。ですから年度年度頑張っていらっしゃるのはよくわかりますけれども、何とかV字に持っていくための秘策といえますか、考えを持ってしないと、どこかを削っていかなければならないです。それはたとえば人件費にあたるどころも見直しが必要なのもかもしれませんし、そこら辺をどうにかやりくりしないと破たんしますよ。その点、経営部分どのように考えられているか、お尋ねいたします。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) 町としてお答えできる部分、お答えさせていただきますが、まさにご指摘いただきますように、今後そういったことがないように町としてもアグリパークとしっかり連携しながら改善等には取り組んでいただくつもりでございます。万が一ご指摘いただきますような赤字が更に、今までここ5年の赤字、4、5年の赤字が続いたというのは一番の原因はコロナでございましたので、それが更にコロナでもなくそういったことが今後続くなかで、じゃあ、町の一般財源をどんどんつぎ込むのかと。いわゆる皆さんの税金をつぎ込むのかということでございますが、担当課といたしましてもすぐそれをすればいいというふうに思っているわけではございません。そうなる前に何が必要なのかということとはしっかり会社側と話をするなかで、そうならないような策を会社のほうでしっかりとっていただくということは重要と思っておりますので、町といたしましてはそこは事前にしっかりと厳しい目で見ていきたいというふうには思っております。

○副町長(金廣隆徳) 議長。

○議長(米重典子) 副町長。

○副町長(金廣隆徳) 私より担当課長の答弁に補足をさせていただきたいと存じます。

ただいま質疑をいただきましたように、今回報告をさせていただいた内容というのはいくばくかではございますけれども、黒字の方向に転じたというところではございますけれども、まだまだここに至るまでの経過を振り返りますと、全く予断をするべきところではないと、そのように町も捉えております。またこの株式会社セラアグリパークにつきましては第3セクターという会社の設立の形からも町から取締役を選出をし、私もその任に併任をさせていただいておるところでございます。その観点から長期借入金についても同じように私も見識をもってあたらせていただいております。社から報告、また共有を受けている部分としましては、第22期決算報告をさせていただいた内容につきましては、コロナ禍の終息に合わせるなかでこれからは外に出ていく。遅まきのところもございますけれども、外にアウトバンドを行うことを加速させた期であると、そのように聞いております。大きなコラボ商品等も手掛けたわけがありますけれども、その間については、その特注品の制作、一括納品であることから事前の資材調達等の運転資金が必要であるという局面もあったとお聞きしております。そのうえでの運転資金としての調達でありますけれども、償還に際してはしっかりとされたそれからのみくろみというのが必要でありますし、その際の融資を受ける際の審査も受けておると聞いておるところでもございます。22期にあたりましては以前資金調達を受けておりました3つの融資口の内、1口が償還を終了したところでございます。その償還終了を受けてということではございませんけれども、このたび新たな10年間の長期融資を受けたというところでもございます。

月当たりの償還額につきましては、約57万7000円の月当たりの償還が新たな融資を受け、長期借入金が増えたことによりまして期間設定はございますけれども、約月に66万円程度の償還に少し増えるという形ではございます。償還期間が長くなる部分につきましては概ね5年程度償還が長くなるということではございますけれども、終盤5年につきましては、月々約22万5000円程度の償還に留まると、そのように推計を立てておると把握をしているところでもございます。議員ご指摘のように、ここから先、また町が安易にこの長期借入金についてその責務を負うということは全く私ども考えておりません。融資につきましても会社の役員個人がその融資を受ける者として、会社借入はござい

ますけれども、町はその部分に、処理に関わっておるところはございません。あくまで独立採算制の中で、この償還計画をしっかりと立てたことをもってこれからの経営をしっかりとコロナ禍の終息しきった、その次に向けてまい進をしていただきたい、そのように申し入れをしているところでございます。

○議長(米重典子) 他に質疑はありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 4番。何点かお聞きしたいと思うんですが、レストランの売上等について一定の努力はされておるんだというように思いますが、これらの動き、また外販等にも一定に取組をされて、販売額、ワインの売上、1億円余りになつとるわけですが、今後、どのような考え方を持っておられるかわかりませんが、在庫についてどの程度、ここでみると4500万円ですか、合計、やはり適正な評価はされておるというように思いますが、適正な在庫の量であるのかどうか。中心的には2点についてお尋ねしておるわけですが、やはり先ほども出ておったように、今後長期的に安定的な経営ができるようにしていくためには、答弁をいただかないとわからない点もありますが、これまでも提起はしてきたんですが、製造しているところに一定のお客さんが来ていただいて、買っていただける方を、外販がいけないという意味ではないですが、努力する必要があるのではないかとというように思うんですが、これらについてお尋ねします。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) それではお聞きいただいている点についてお答えいたします。ご指摘いただきますように、ワイン、レストランともに22期におきましては、伸びてきているということでございます。こちらは町といたしましても、今後次の期へつないでいていただきたいと期待しているところでございます。

ワインの在庫でございますが、これのあり方につきましては、6月末で決算期を締めしております。そこから新たなワインの仕込むのがこの時期新聞にも出ておりましたが、この時期ワイン、新たなワインを仕込まれるます。それでま

た新たなワインが出ていくまでのタイムラグがございますので、当然ある程度の在庫は必要になってくるということでございます。そういったところを見据えて、アグリパークとしても、ある程度のものは抱えておく必要があるというふうにお聞きしているところでございます。ただ販売戦略といたしましては、勿論そこはある程度必要だということはお聞きしておりますが、しっかり余分なものを残さないように販売戦略を打っていくように考えているということも併せて在庫についてはお聞きしているところでございます。

それから最後にご質問いただきました、いわゆるワイナリーにそのものへ来られる集客、これによつての販売、これはまさにご指摘いただいたことは重要な点だというふうにお聞きしております。外への外販が22期かなり伸びて、ワインの売上も随分上がっているということについては町としても非常に評価させていただいております。もう一方、コロナ禍を受けてなかなかワイナリーへのお客様が戻って来ないということをお聞きしております。これはコロナ禍で個人で観光地を回るといふ形ができてしましまして、やはりバスで回るといふのが随分減っているというの、これはワイナリーに限らず、県内全体的にもお聞きしているところでございます。そういったなかでワイナリーも含めて客足がなかなか伸びてこないというところは現場からも聞いております。そこにつきましては、アグリパークとしてもですね、そういった旅行会社、そういったところへの働きかけをされておりますので、今後バスによるワイナリーへのツアーが戻ってくるようにということでは力を入れていくということをおっしゃっております。ここは町としても重要な観光施設でございますので、町内周遊というの、観光振興の大きな施策というふうにも思っておりますのでアグリパークのほうへもしっかりその辺の力を入れていただくように町としても指導してまいりたいと考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続いて私から数字的なところも、直近のものを把握しておりますので、少し補足をさせていただきます。議員ご質疑をいただきました在庫レベルのところでございますけれども、現状金額的には決算書に表しをさせていただいたというふうに報告は受けておりますけれども、現状としまし

ては在庫の大きな種別として瓶詰が終わったもの、そして瓶詰が終わってラベルを付してあるもの、付してないもの。そして貯蔵品としては、通常タンク、あるいは樽に残っているものといった区分けになっておりますけれども、現状22期の決算期におきましては在庫品はラベルを貼って出荷を待っているもの、ラベル貼りを待っているもの、そして樽に今、寝かせているものの3種類の在庫になっておるところでございます。ステンレスタンクの中には、現在決算期においては在庫はなかった状況でございます、製品化1歩手前、あるいはピテージワインとして今、時を重ねているものが残っているという状況でございます。現在この直近におきましては全く今ない、洗浄が終わったタンクに新しいぶどうを受け入れているという状況になってございます。

またレストランにおきましてはこの9月の予約状況、前年対比の状況を私にて把握をさせていただきました。昨年9月の状況におきましては人数ベースではありますけれども、予約が617名の実績でございました。本年ここ9月の予約につきましては999人の予約を今、いただいているというところがございます。団体数はあまり伸びていないという状況を把握しておりますが、来られる方の個別の人数が今、増えてきているところの傾向がございます。この梅雨時期等々に会社の担当者におきまして瀬戸内、特に四国の瀬戸内側のゾーンを中心にローラーで営業をかけたといったところを聞き及んでおります。その成果が表れてきたという、端的に判断するのは難しいところがございますけれども、引き続き議員おっしゃっていただきますように、そこへ来ていただければ食事をお召し上がりいただいて、ワインを試していただいて、そこでお買い上げをいただいてお帰りいただく。町の各種観光地とタイアップするなかで全体が伸びていく。そういったひとつの要所としてますますこの活動を、またこの誘客をしっかりとしまいらなければならない、そのように聞き及んでいるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 在庫等が、タンクに貯蔵されているものについては前年度のはほとんどないと。瓶に詰めているという状況のようで、そういう点では、安心と言いますか、かなり在庫が増える状況にはないんだというように受

け止めたんですが、今後安定的な経営を進めていくうえで、これまでもいろんな取組はされているわけですが、早期に安定経営、利益が出たといっても20万円以下の利益なので、いろんな努力をされて、せっかくああした県民公園へ来ても、十分に向こうへ行っていないという状況も続いているのではないかとこのように思いますので、いろんな手立てを講じて、基本的に、お客さんが増加をしていく、なかなか売り上げがじゃあ、どんどん伸びる、来られれば伸びるということにならないとしても、そういうようになっていかないと安定的な経営は難しいのではないかとこのように思うんです。そういう点ではこれまでも言ってきたんですが、きちんと位置づけをして、町でできることは、あまり予算がかからない範囲で協力をしながら、県民公園と絡んだ、取組を是非ともしてもらいたいということを申し上げて質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりお答えをさせていただきます。この議員ご質疑の答弁につきましては、町としての姿勢としてご答弁を差上げる形になろうかとは思いますが、やはりご質疑いただきますように、町として支援をしていくところは必要であると思っております。ワイナリーを取巻く施設、また設備、その状況と、県民公園であるなかでの県の施設の指定管理を現在の株式会社セラアグリパークが受託をしているというところも含めまして。皆様方にお出でいただく際、また運営が安定しうるところについては、設備あるいは施設の適切な管理に伴います町からの手当てというのは必要になってくると、そのように受止めております。株式会社セラアグリパーク自体のこの努力、またその取組は勿論のことをお願いをしていくわけでございますけれども、そこで必要となるべき町の支援、これは原料の調達、振興含めましてですね、担当課、それぞれにわたってまいりますけれども、しっかりとその社と協議、共有をしながらその支援に取組んでまいりたいと思っております。ご指摘いただきました、またご質疑いただきましたところは引き続きの安定経営、現在非常に微妙なところにも辿り着いてきていると思っております。これから右肩上がりになっていただく、そういった希望もしっかりと伝達をしながら、その状況についても把握してまいりたい、そのように考えております。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 決算書のほうから、若干数値についてお伺いしたいと思います。

まず損益計算書、このワインの売上なんですけれど、昨日の新聞に6万4000本、これは過去10年間で最高の売上であると、このような新聞記事を見ております。しかしこの決算をずっと見比べてみますと、要はワイナリーの事業は本体事業で黒字化しないとたないんですよ。わかりますか。営業外収益で何とか黒字化していたのではやっていけなくなる。これは明白な事実ですので、この決算において売上高、それから売上原価、更にその差から一般管理費を引いたときに、黒字化しないといけないと、こう申し上げておるわけです。この戦略をお聞きしたいと思います。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) 町のほうでお聞きしている部分にはなりますが、ご指摘の戦略でございます。アグリパークにおかれては、まず最初に質問の当初で言われましたワインの売上高、新聞にもあったということでございますが、こちらが伸びてきているということにつきまして、これは外販がすべてではないというのは先ほど他の議員からもご指摘がありました、そう言いながらもやはり外販は伸ばしていく。ワインが伸びる、ワインを伸ばして収益を得るということについては大きな要因であるというふうにお聞きしております。これにつきましては今後も社をあげて取組んでいきたいということをお聞きしておりますので、町といたしましてもここはしっかりPRを兼ねて外へのワインの売上を伸ばしていただきたいというふうには思っているところでございます。ただその一方で先ほども申しましたように、重要な観光施設でございますので、そこへ集客をするということにつきましては世羅町を知っていただくということのひとつの大きなポイントでございますので、先ほど副町長のほうの答弁にもございましたようにレストラン等も伸びてきているということでございますので、これはそちらへの力も十分入れていただいて、2極化が進ん

でいく。この2つの戦略がうまくいかないとワイナリー、アグリパークの経営については安定したものにはならないと思っておりますので、そこはしっかり2つの柱をどちらも沈めることなくやっていただきたいというふうにも思っているところでございます。勿論、そういうふうに行っていくということをお聞きしたうえでの答弁でございます。

この決算書、私どもも見させていただいて、議員ご指摘のとおりだと、全くそのとおりだというふうに認識をしております。やはり会社で経営される以上は、販売費、一般管理費を除いた、そこを引いたところの営業のところから利益が出るというのが一番重要ではないかというふうに思っておりますので、ただ決して営業外収益が全くどうでもいいのかということではなくてですね、他の議員もご指摘いただいたように、そこも合わせたなかで黒字になったということは町も評価しております。重要だと思っておりますが、やはり本来の経営の中で営業利益を出していくということが重要と思っておりますので、そこは町もアグリパーク社と一緒にあってそこが黒字になるように、戦略に対する支援ができるものがあればしっかりやっていきたいと思っております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私のほうから補足をさせていただきます。これは株主総会等にも出席をさせていただくなかで、社の基本方針としてお出しいただいたところを私からお伝えをさせていただくような形になろうかと思っております。藤井議員からご質疑を賜った部分につきましては、やはり本業の部分での損益というところが根幹をなす。そこをどう考えるかというところでございます。そのご指摘をいただいたところ、まさに本業の損益を利益を上げる、そこを保持したうえで、営業外収益は次なる期へのまた将来的への推進力、体力になるものでなければならぬと考えておられます。そのなかで、大きくワインの本数に触れていただきましたけれども、過去10年間で最大値であったということではございますが、設立当初から数字を私も聞き及びますに、設立当初からの最大本数は6万4973本ということで把握をさせていただいております。あと900本余り、あと1000本上積みができるおれば過去最大の数値が達成できたのではないかと、そのように総会等々の中でのデータでも把握をさせていただいたと



ころでもございます。おっしゃるように量だけでなく、質の部分も大切であろうと存じております。質の部分につきましては今年いわゆるサクラアワード、またジャパンワインコンペティションで賞をいただけてくることができいております。その質の向上とともに、その量をしっかりと皆様方に送り届ける。そこをもちまして高付加価値のものと、またテーブルワインのものと、皆様にそれぞれお買上いただき会社自体の出荷量が伸びていく。そしてそこにはワイナリーに来たときにそこでしか見ること、味わうことができないものの付加価値を付けていくというのは大切なところと受け止めておられるところでもございます。

この間、いわゆるアルコール以外の梨ジュース、ぶどうジュースも手掛けてきているというふうに聞いております。いろいろな世代にいろいろなものをお贈りするとともに、そのなかには量をしのぐ質の部分を上向きさせていくということで今後も取組んでいただきたい。そのように思っておりますし、町としてもそのような経営方針をしっかりと貫いていただきたいというふうに考えているところでもございます。新たな商品開発も含めてしっかりと邁進をし、本業の部分もしっかりと利益が出るように確保していただいて、営業外利益の部分は会社の体力、また将来的な推進力に向け、確保していただく。そのように町のほうからもしっかりと伝えてまいりたい。そのように考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） そもそもワイナリーは2分の1出資法人で、町が51%ですから、責任の大半を持っていると。こういったときにさまざまな答弁の中に他人事のような言い回しが見受けられます。町とワイナリーが共に、一緒になってやっていかないといけない。特に支援をしますと。こんな考え方で町の担当者が思っておられたらワイナリーはつぶれますよ。また、指導します。これでもつぶれますよ。商工観光課がこのワイナリーを所管するということは、観光事業としていくらでも町としたら誘客を呼ぶことができる。しかしマイカーで来る方にまかせていると。これでは客は増えない。この辺は町の主管課とワイナリーが一体となってやっていかなければならない。そう思います。

次に細かい話になりますけれども、販売管理費と販売促進費、それから広告

宣伝費、ですから販管費の中の販売促進費と広告宣伝費、これが21期から分かれています。どういう戦略でこの科目を分けられたのか。実際にはこの2つを足すと609万5000円、対前年比で見ると112万2000円増えていると。販売に力を入れるという部分で、この科目を2つに分けてどのような戦略を持たれるのか。ここをお伺いいたします。

同じくもう1点は、修繕料が2121万7000円余り、1375万3000円の増加になっています。何を修繕されたのか。当然、食品を作っているわけですから、衛生管理という部分は十分理解できます。しかし、修繕料というのを年度の更新というものに対して、一定にずっとかかる費用として認識してもらいたいです。急劇にこういった修繕が発生するという事は経営戦略としても非常に不安な要素になろうかと思えます。そういう点も取組んでいただきたい。

それから最後になりますけれども、製造原価、ここに賃金が983万6000円余り伸びております。これも対前年比で見ますと586万円の増と。社員が一丸となって取組んでいくという大きな目標を持たれて経営戦略の中でもそう言われたと。しかし季節労働者と言ったら失礼かも知れませんが、季節的な臨時の職員を雇われている。この辺はどういう考えで入れられているのか。ここを併せてお伺いしたい。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私からご答弁を差上げます。議員ご指摘をいただきましたところ、まずは町と株式会社セラアグリパークは一体となって同じ感覚で同じ向きを向いて同じ課題を共有しなければならない。決してお互いが敷居があってはならないというところをおっしゃっていただいたと思えます。そのなかでご示唆いただいておりますし、また第3セクターでございます。私も役員の1人としまして、そのうえでの内容に関わるところが大きくありますので私より答弁をさせていただくものでございます。

3点いただきました。まずはこの22期と21期につきましては、販売促進費と広告宣伝費は分けて決算計上されている。それ以前につきましては1本化されていた。その経過と内容というところでございますけれども、この分につきましては、会社の経理システムが一新されたということで、項目が新たに設け

られた。システム上の部分でございます。本来は細かく分けておくべきところが、旧システムについては1本化されていたというところの経過がございます。しかしながら合計をしましてもこの22期については、販売促進費、広告宣伝費ともに前々期と比べましても伸びを見せているところがございます。これはいわゆる広島首都圏、関東につきましての出店販売、そういったところと出店を伴わないインターネット上のバーチャル物産展、そういったところの取組によりまして、いわゆる広告宣伝費等が伸びてきたところ。また現地へ行きますのでその旅費、交通費等も合わせてそのなかに計上しておるという流れがあるということをご説明申し上げたいと思います。

次に修繕費でございますけれども、これ大きく伸びているところでご指摘のとおりでございます。この分につきましては、設立以来大規模なメンテナンスを行っていなかった浄水施設の濾過機の大規模修繕が入りました。その部分でこの当該22期が大きく伸びているところがございます。この修繕につきましては売上高の中に町からその修繕費をいただいて、株式会社セラアグリパークが実施をして払うというなかで、いわゆる収入支出のバランスは取れておりますけれども、年度ごとに考えると大きな突出に見えてございます。大きな修繕でございましたけれども、細かな部分から平準化をするように、未然に点検をし、平準化、一定の期間に大きく偏らないようにお互いが目を光らせていくことは大切と受止めさせていただきます。

最後の3点目でございます。製造原価の中の賃金の部分に触れていただきました。この部分につきましては、醸造部の体制をこれから大きくまた賞をいただいていくとか、醸造部門が心臓部でございますし、本業でございます。現在まで第21期まではその醸造部の担当者は1名の体制ですべてを切盛りをしてきておりました。22期につきましては、現在の醸造主任の後輩にあたります職員を新規雇用し、そしていわゆる籠を洗うでありますとか、醸造のマンプワーを確保するための基幹的な支援をいただく、そういった人件費もプラスをし、醸造部の一層の強化と言いますか、あるべき姿をしっかりと整えるということで大幅な賃金が決算として現れてきているところがございます。今までどちらかと言いますと、醸造部へのマンプワー配置が足りてなかった部分を第22期におきましてこれからのワイン作りを盤石なものと言いますか、確実なものに

していくということで体制を整えたいというのでの決算数値となっております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 3点目の質問にしたいと思います。23期の予算書における営業利益でございますけれど、300万円余が黒字化されてます。過去の予算書をずっと見ますと、常に黒字なんです。当然です。過去には赤字の予算書の提出もありました。これは如何なものかと指摘した覚えがございます。要は予算書をいくら黒字にしても結果赤字になっていると。じゃあなぜか。予算書が本当の現場の実態を予算にしていない。どういう戦略をすればこの販売が伸びるか、伸ばすか。それは原価にどの程度反映するか。そういった細かな積上があって予算書は成り立っている、このように考えております。ただ単に前年度の数字と見比べてこのくらい積んでおけばいいだろうと。こういった予算をすれば、ここにありますようにずっとマイナスになっていると。赤字の、最終的には予算と決算の差引をすれば、赤字になっていると。じゃあ、23期の予算書が黒字で提出されていると。これはどのようなものがあるから、黒字ができています。そこをお伺いしたいと思います。過去こういった同様の質問をしたときに青い鳥が飛び交ったんですよ。青い鳥が飛んでくるから大丈夫と。こんな夢のような話だけはやめてください。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。議員ご指摘いただきますように、過去私が今携わらせていただくところが、3期の営業期になるところでございますけれども、その過去を見比べるなかです、大きく今までもご指摘いただいておりますのは予算書の表しと決算書の結果が大きくかい離をしているところをととても強くご指摘をいただいたところでございます。おっしゃっていただきますように、その予算立てに対して、過大に見ているところはないか、安易にみているところはないか、そのようにもご指摘をいただき、先ほどもご指摘を重ねていただいたところでもございます。おっしゃっていただきますように、単なる積上げ、今までのどうだったかというところは論議は私も反省しなければならないところでございますけれども、この23期につきま

してはできるだけ精緻な積上げをしましょうということで声をかけ積上げたところでございます。しかしながら営業利益につきましてはこれも精緻に行わなければならないというなかで、これまでの数字、これまでの予算を確認をするなかで、これは現実にできるだけ近いものを出していかななくてはならない。しかしながらこの会社としてワイン醸造、あるいは営業外収益を除いた本業の部分がおっしゃっていただきますように、赤字の予算を立てるというのは行うべきでもございませんし、あるべきではないというなかで、できるだけ精査をしながら、そうは言いましても営業利益をこれだけは求めていきたいという姿勢のもとにこの予算書を株主総会へも提案をし、議会へも報告をさせていただく流れとなってまいりました。おっしゃっていただきますように、この23期の予算に対しての決算がどのように進んでいくか。そのかい離をどこまで縮めていくかというのが命題であります。重ねてご答弁するようでございますけれども、青い鳥は自ら見つけていかなければいけない、そのような気風を会社として持って進めてまいりたいと考えております。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○6番(田原賢司) (挙手)

○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。

○6番(田原賢司) 先ほどからのやりとりのなかで、私が疑問に感じたところを質問させていただきます。最初あった長期借入金のところなんですけど、答弁で57万円から66万円ですか。年間額でいうと、これ月額なんで年間で言うところ700万から800万。原価のところを見たときに、原資にあたる部分の減価償却額というのは販管費含めても少額だと思います。一般的に利益がかなり少ないなかで、償還の原資を生み出していくというのは、予算書を見れば十分まかないうる利益を計上されているわけなんですけど、実績がそこまで伴って来れば問題ないんですけど、なかなかそこが償還が窮していく場面が出てくるのではないかと。答弁の中で言うと、個人保証のほうで、借入を行っておりますということではございました。公人である副町長がそこまで債務保証をして、社長であられるのであれなんですけど、実際これはどうなのかなというのが疑問に思うところがございます。本来、社長は社長業の方が、ちゃんとそういった債務保証するのが常だと思うんですけど、その公人と1社の代表というところが

兼務されておりますので、そこが今後こういった償還額が窮してきた場面、あんまり考えたくはないんですが、実際どうなのかなというところが危惧します。そこらの将来展望をどのように思われているのかと。これまで設立からですね、流れ的に副町長が受けてこられたわけなんです、逆に言うとかかなりやる気がある方が現状スポットでやられているわけなんです、かなり販売費へ反映して伸びてくると。これが常時その体制になれば、もっと本来は伸びしろがあるのではないかといったところも思うわけです。そういったところで兼務の体制というのが果たしてどうなのかなというのも疑問に思うところでありまして、そこが今後の展開というところで、希望どおりになればいいわけなんです、ならなかったときというのも考え方として持つところがあるのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。まず現状の株式会社セラアグリパークの決算、また貸借対照表をご覧いただくなかでのご質疑をいただきました。長期借入金の扱いについて危惧をいただいているところでございます。この長期借入金につきましての償還につきましては、現在過去コロナ禍からですね、一時は現在のレベルを遜色ないところまで借入が伸びていたのをここまで減じてきたところでございますけれども、新たな運転資金の必要性から現在調達をしたもの、されたものでございます。この償還にあたりましては、いわゆる損益の計算書の中では営業外損失の部分で償還に関しての利息分については計上されておるところでございます。償還につきましては現金預金から行っていくという形になってございますけれども、ご指摘いただきますように、現金預金下がってまいりますと会社の総資産はしばまっていくということになってまいります。会社全体の体力が低下をしていくということにもなってまいります。そこはこのたびいくばくかではございましたけれども、この営業方針をしっかりと貫徹することによりまして、この会社の規模を小さくならしめないように向けていくということは命題でありますし、この後の大きな取組になってまいります。社全体としてこれは意思統一をして図られるという状況でございます。この長期借入金の返済、償還にあたりましては、

これはいただいたものをしっかり受止めて、吟味をしながら、各単月の動きも見ながら貫徹をしてまいりたいと思いますし、しっかりと取組んでまいらなければならない課題と受止めております。

次にいわゆる営業の体制の部分について触れていただきました。経営体制について触れていただいたところでございますけれども、現在今回お示しをさせていただいた成果に至れたのは、これは役員1個人、また数人の役員のことだけではございませぬ、社全体の、これは少ない人数ではありますけれども、全体的に寸暇を惜しむ部分もありながら取組んできたところの成果が今、現れているところでございます。私自身が今、その内部に携わらせていただいているところでございますけれども、ひとつの経営方針をしっかりと社員全体で、方眼紙、共通認識を持ってこの体制を進めていくということでまずはこの体制で今、取組んでまいりたい、そのように思っております。社全体の方針としてしっかりと社に根差すように取組んでまいりたいと思うところでもございます。なかなか個人的な部分の動きにつきましては触れられないところではございますけれども、社全体の気風醸成とこれからの第23期に向けてのスタートをしっかりと切って、単月の収支をしっかりと見ながら24期、25期につないでまいりたい。そのようにも共有して動いてまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）それと今の減価償却費のところでは、施設は町のもので、先ほど大規模な修繕につきましても町から補助をいただいて収支とんとん。100万かかれば100万円というような形でのことだろうと思うんですけど。そうしてみたときに、それぞれの売上高、本来ですと減価償却費がかかってないので、そこらの収益率ですよ、粗利、本来ワインならワイン、ショップならショップ、レストランならレストラン、それぞれにかかるそういった諸々の原価や販売管理費を引いたときにそれぞれの部分がどのように収益を上げているかと。もしくはマイナスもあるんだらうと思う。当然マイナスがないと、こういった結果にはなっていないと思いますので、そここのところがある程度明示していただければと思います。今回それを提示しろというわけではないんですが、来期についてはそういったところを提示していただければ、より見

えやすくなるのかなど。恐らくある程度は把握はされているんだろうとは思いますが、そういったところが見えないので不安な面もあります。その点のほうを注意いただければと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをさせていただきます。町の設備、資産をですね、指定管理を受けながらその営業、経営にあたっているということで、減価償却費については主だったものが出てこないという状況でございます。ただ新しく醸造であり、レストランであり、こまごまとしたその先に新商品開発であるとか、新しい試みをする場合におきましては会社自体で物品を整えることもございます。そういったものは微細ではございますけれども、減価償却費に計上をさせていただいているところでございます。そういった施設更新であるとか、また自社において調達しなければならないものが想定をされるということをもった、いわゆる利益率の設定であり、そういったことに備える引当金、積立金、そういったところが自社の中の特別積立金に上乘せをしていかななくてはならない。そのような気構えが必要であると受止めております。いろいろ醸造部門、またショップ、それからレストランとありますけれども、この部分につきましては会社の経理、また状況把握の中で、株主総会でしっかりと確認をいただいて、総括した決算書としてご提示をさせていただいているところでございます。内容につきましては説明が少し充足できてなかったところはありますけれども、各部門の状況について報告を充足をしていく必要があると今、受止めさせていただいておるところでございます。概況といたしましては、ショップあるいは醸造については、今、堅調に動いているところが、いわゆる報道等の中にも触れていただいているところでございますけれども、現在のところレストランは集客施設ではありながら、コロナ禍の影響をまだずっと受け続けているというところでもございます。この後のしっかりとした方針を定めながら、また飲食に伴う必要経費をしっかりと見定めながら、その部分については経営をしっかりと盤石、また利益等の確保をし、会社総体として黒字が、利益がしっかりと出るように取組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。



○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私も23期の予算書について少しお伺いいたします。7番の同僚議員が言われるのは当然のことです。前任者はマイナスの予算書を提案してきた。このような考え方では厳しく言われるのは当然だと思いますので、そういったことはもう今後は、その後はないと思っております。この予算書に関しては。ですから単純に23期は500万ほど上増し、売上原価のほうはちょっと厳しく下げるような感じ。しかし販管で営業のほうは600万上増しになっておりますけれども、トータルで300万の黒字を出そうと。営業外も含めて900万と。こういった姿勢は見えます。

1点、もう令和6年度7月1日よりこの23期に入っておるわけです。既に2か月が過ぎました。9月に関しましては副町長のほうより入込が900何人という概略の状況を聞かせてもらったところであります。現在、この2、3か月の動きと併せて、先般の月例のところでは監査委員からもありましたように、将来的に20数年を超えている23期ということでもありますので、先ほど副町長、修繕がかかったというのがひとつありましたけれども、それ以外のところで大きな今後将来的に不安要素があるのか。建物等こうしたやり変えしなければならないといったような目算があるのか。そういった点も踏まえて、将来的なところも踏まえて、23期について。この2点お伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。23期の予算の概要から将来にわたっての危惧しなければならないところのご示唆をいただいた部分でございます。おっしゃっていただきますように、既に23期は7月の1日から始まっております。この夏場の非常に酷暑がゆえにお客様が少し少な目であるという傾向にはなっておりますけれども、ここで少し持ち直し、先週の日曜日におきましては1日1000人を超えてお出でになられているという状況になってきております。気候によりけりのところはありますけれども、その気候によらず求心力を持つというのも必要であると、そのように位置付けております。そういったなかで永続的にやっていくなかで、この施設の老朽化にあらがえないところ

もでございます。おっしゃっていただきますように、建物が建築されてから 20 年が迫ってきております。外壁の塗装の傷み、また給排水の少し怪しい、またおぼつかないというところが出てこようかと思えます。この部分につきましてはいろいろとご示唆もいただいておりますけれども、会社だけで考えるのではなく、やはり施設の所有者と状況を見ながら一緒に点検等も行いながら、未然に発見をし、有用な補助事業、また財源を求められるものはそれを投入をしていくということも必要であると思っております。会社自体が直接の補助金等を探求をしながら用立てていくということもでございますけれども、おっしゃっていただきますように、これから外部の建物自体の老朽化、そして醸造の各種機械がそろそろ更新時期を迎えるのではないか。長寿命化、メンテナンスを定期的に入れながら実施はしておりますけれども、おっしゃっていただきますように、これから先の少しの間、しっかりと状況を精査し、有用なりニューアル、また現状維持の対応、そういったところを図ってまいりたいと思えますし、しっかりと協議、現地確認をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 7 号 株式会社セラアグリパーク第 22 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 23 期予算等の報告について を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 30 分といたします。

休 憩 10 時 12 分

再 開 10 時 30 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての「3 件」について関連がありますので、一括議題といた

します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 議案2ページをお開きください。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和6年9月6日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 生田 そのえ

生年月日 昭和28年

住所 世羅町大字赤屋

提案理由でございます。

人権擁護委員の生田そのえさんが、令和6年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

経歴でございますけれども、昭和55年に合併前の甲山町役場に勤務をされました。平成24年までお勤めいただき、3月末をもって対象をされているところでございます。生田さんは平成24年10月から現在に至るまで約4期12年にわたり人権擁護委員として在任をされ、人権啓発活動及び人権相談活動を始め、広く人権に関わる活動に携わっておられます。そのほかさまざまな地域貢献活動に参加をされるなど、信望は厚く、また人格識見等も高く、委員として適任であると考えておりますので、生田さんの再任をご提案させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして3ページをご覧ください。

諮問第2号

## 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 中土居 信行  
生年月日 昭和 27 年  
住 所 世羅町大字伊尾

提案理由でございます。

人権擁護委員の中土居信行さんが、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

中土居さんの経歴でございます。民間会社勤務の後、昭和 47 年 4 月より合併前の甲山町役場にお勤めいただきました。その後、平成 16 年 9 月に甲山町役場時代で退職となられとります。その後また、さまざまな団体でご活躍をいただいているということでございます。

中土居さんは平成 28 年 1 月から現在に至るまで約 3 期 9 年にわたり人権擁護委員として在任をされまして、尾道人権擁護委員会協議会副会長を務めておられます。この間、人権啓発活動及び人権相談活動を始め、世羅町人権教育研究協議会委員長を務められるなど、広く人権に関わる活動に携わっておられます。信望は厚く、また人、識見ともに高く委員として適任と考えておりますので、中土居さんの再任をご提案させていただくものでございます。

続きまして 4 ページをお開きください。

諮問第 3 号

## 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

氏名 見藤 孝二  
生年月日 昭和 32 年  
住所 世羅町大字黒川

提案理由でございます。

人権擁護委員の見藤孝二さんが、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

見藤さんの経歴でございます。昭和 57 年に瀬戸田でございます小学校の勤務からスタートをされております。学校の先生として世羅町内を含め、三原市等々、多くの学校を勤務されております。平成 16 年から教頭でお勤めいただき、平 31 年 3 月末をもって定年で退職をされているところでございます。見藤さんにつきましては令和 4 年 1 月から現在に至るまで、約 1 期 3 年にわたり人権擁護委員として在任をしていただき、尾道人権擁護委員会協議会世羅町委員会委員長を務めておられます。この間人権啓発活動及び人権相談活動を始め、広く人権に関わる活動に携わっておられ、信望は厚く、また人格識見共に高く、委員として適任であると考えておりますので、見藤さんの再任をご提案させていただくものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて から 日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて の「3 件」についてこれより採決いたします。

一括議題とした「3 件」の採決は、議案ごとに「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

最初に 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は、議長を除き 10 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼）

1 番 高橋公時議員 3 番 上本 剛議員 4 番 矢山 武議員  
5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員 7 番 藤井照憲議員  
8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員  
11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 10 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 10 票

反 対 0 票

以上のおおり 賛成 が多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、生田そのえ（いくた そのえ） さんを 適任とすることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

つぎに 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は、議長を除き 10 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 3 番 上本 剛議員 4 番 矢山 武議員  
5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員 7 番 藤井照憲議員  
8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員  
11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番 山田睦浩議員  
1 番 高橋公時議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 10 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 10 票

反 対 0 票

以上のとおり 賛成 が多数です。



したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、中土居信行（なかどい のぶゆき）さんを 適任とすることに決定しました。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

つぎに 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は、議長を除き 10 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼）

1 番 高橋公時議員 3 番 上本 剛議員 4 番 矢山 武議員  
5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員 7 番 藤井照憲議員  
8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員  
11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

（点呼順に投票）

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 上本 剛議員  
4 番 矢山 武議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 9 票

無効投票 1 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 9 票

反 対 1 票

以上のおおり 賛成 が多数です。

したがって、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、見藤孝二（みとう こうじ）さんを 適任とすることに決定しました。

日程第 6 同意第 2 号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 議案 5 ページをお開きください。

同意第 2 号

世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに

ついて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を世羅町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 奥川 省三  
生年月日 昭和 27 年  
住所 世羅町大字黒川  
任期 令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

提案理由でございます。

世羅町固定資産評価審査委員会委員の奥川省三さんが、令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

経歴、略歴でございますけれども、昭和 49 年に合併前の世羅西町役場で採用されております。その後税務課、建設課、住民課、総務課等勤務をなされ、教育委員会へもお勤めをいただいております。平成 25 年 3 月末をもって退職をされました。その後、世羅町固定資産評価審査委員会委員は令和 3 年 10 月 1 日よりお務めいただいております。世羅町の職員として行政経験豊富でございます。行政相談委員を務められており、住民の人望も厚く、現在でもこの世羅町固定資産評価審査委員会委員でもございますので、適任であると考え、選任について同意を求めるものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は、議長を除き 10 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1 番 高橋公時議員 3 番 上本 剛議員 4 番 矢山 武議員  
5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員 7 番 藤井照憲議員  
8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員  
11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 向谷 伸二議員  
6 番 田原賢司議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 10 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛成 8 票

反対 2 票

以上のとおり 賛成 が多数です。

したがって、同意第2号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、奥川省三（おくがわ しょうそう）さんを同意することに決定しました。

日程第7 議案第62号 財産の無償譲渡について を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 議案6ページをお開きください。

議案第62号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、町議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条の17に規定する共同生活援助事業の一部（日中活動スペー

ス等)及び災害時等に障害者のための避難所として活用するため、旧世羅町児童すまいるセンターの建物について、社会福祉法人みつば会に無償譲渡をしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第62号 財産の無償譲渡については 原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(米重典子) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) 議案8ページをお開きください。

議案第63号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、広島県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年指令市行第66号)の一部を変更す

ることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、町議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められたことに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 63 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については 原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 64 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 議案 10 ページをお開きください。

議案第 64 号

## 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険条例（平成 16 年世羅町条例第 101 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められたことに伴い、世羅町国民健康保険条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 64 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 65 号 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。



- 総務課長（広山幸治） 議長。
- 議長（米重典子） 総務課長。
- 総務課長（広山幸治） 議案 12 ページをお開きください。

議案第 65 号

世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年世羅町条例第 31 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）等が施行されたことに伴い、世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 65 号 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

○議長（米重典子） 次は決算認定に関わることで町長からの概要説明がございしますが、これにはかなりの時間を要することから午後に回させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[ 「異議なし」の声 ]

それでは少し早いですけれども、ここで昼休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休 憩 1 1 時 2 8 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

この際、日程第 11 議案第 66 号 令和 5 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 17 議案第 72 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「7 件」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） お配りしております令和 5 年度歳入歳出決算について（概要説明）をご準備いただければと思います。

令和 5 年度歳入歳出決算について（概要説明）

本日、ここに令和 5 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算を提出し、その認定をお願いするにあたり、行財政執行の概要を説明のうえ、提案とさせていただきます。

さて、令和 5 年度は、国内において、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが 5 類感染症に移行されたことに伴い、コロナ禍で停滞していた社

会経済活動が正常化に向けて動き出しました。その反面、コロナ禍やウクライナ情勢による原材料価格の高騰、急激な円安の進行等、様々な要因が絡み合っている昨今の物価高騰は、収束の兆しが見えず、長期化していることで、国民生活への影響が懸念されるところでございます。

景気は緩やかに回復している中、この1年間、国においては、こうした物価高騰を克服しつつ、経済再生の実現に向けた新しい資本主義の加速、国民の安全・安心の確保等の政策効果を国民や地方へ届け、国の経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことに取組まれてきました。

世羅町においては、引き続き新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対応する中で、事業執行は平時の状態へと戻してきた1年間でもございました。令和6年10月には、合併20周年を迎えます。その先の将来を見据えつつ、これまで同様、堅実な行財政運営により、持続可能なまちづくりに努めてまいります。

また、明るい話題としては、昨年、県内で初めてコウノトリの繁殖が確認され、今年も無事に1羽の雛が巣立ちました。コウノトリと共生できる地域づくりを検討しつつ、引き続き、自然豊かな世羅町の住みやすさの発信と子育て支援をはじめとした住民サービスの更なる充実に取組んでまいります。

以降、令和5年度に実施した施策につきまして、第2次長期総合計画に掲げた5つの基本目標に沿って、ご説明申し上げます。

「一般会計」について、申し上げます。

一般会計の歳入歳出の決算額につきましては、歳入総額130億2,477万円、歳出総額126億901万円となりました。詳細は、お手元にお配りしております歳入歳出決算書のとおりでございます。また、令和5年度で実施した施策につきましては、別冊の主要施策の成果報告書へ内容を記載しております。

最初に「健幸づくり」について、申し上げます。

地域社会が変容する中で、福祉サービス全般において各種事業の適正な実施に努めてまいりました。

保健・医療の充実に係る施策のうち、健康増進対策につきましては、世羅町健

康増進計画「健康せら 21（第 2 次）」及び「第 3 次世羅町食育推進計画」に基づき、関係機関と連携・協力のもと、将来を担う若者を対象とした生活習慣病予防や食育の実施、中高年齢層を対象とした疾病予防や運動講座等、積極的に学校や地域へ出向き健康づくりの推進を図ってまいりました。

疾病予防対策につきましては、特定健診やがん検診等、各種健診のきめ細やかな周知と受診勧奨に取り組んでまいりました。

引き続き疾病の早期発見・早期治療と、健康意識の向上につながるよう取り組んでまいります。

感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症と重症化予防のため、広島県や世羅郡医師会と連携し、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に努めてまいりました。

医療対策につきましては、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制の充実を図るため、医師確保や施設整備等への支援に努めるとともに、世羅郡医師会との連携のもと、住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めてまいりました。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、「世羅町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」により、高齢者が安心して介護サービスが受けられるように介護給付の適正化を図り、介護保険事業の適正な運営に努めてまいりました。

また、地域住民の支え合いの地域づくりや介護予防事業の実施、医療・介護・福祉関係機関との連携会議や研修を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいりました。第 8 期計画の取組を継承しながら、多様化する高齢化問題や介護サービスのニーズに対する施策の着実な推進を図るため、「世羅町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」を策定いたしました。

子どもや子育て支援に関する取組につきましては、子育て世代包括支援センター「だっこ」の保健師・保育士等が中心となり、妊娠・出産及び子育てに関する多様な相談に対し、伴走型の相談支援により一人ひとりにきめ細やかな支援を行うとともに、各関係機関と密接な連携を図ってまいりました。プレパパママを対象とした両親学級をはじめ、不妊治療等の助成や産後ケア事業の充実、子育て

て世帯の家事負担軽減を図るヘルパー等派遣支援事業など、子育て世帯を幅広く支援できるように取り組みました。また、母子手帳アプリ「母子モ」に加え、SMSを導入し、情報配信サービスの充実にも努めてまいりました。

在宅子育て支援につきましては、子育て広場や子育て講座等により、子育ての悩み・不安の解消・孤立防止などに努めるとともに、父親の育児参加を応援するための講座を企画するなど、家族支援の充実に努めてまいりました。町内事業者を利用したサービス料金、商品の購入費用を助成することにより、経済的支援だけでなく、保護者の精神的、身体的な負担軽減を図ってまいりました。

また、子ども家庭総合支援拠点において、子どもや保護者からの相談に対し相談員による相談支援や家庭訪問の実施、関係機関と連携した児童虐待防止の強化を図ってまいりました。

保育所運営につきましては、公立保育所と幼保連携型認定こども園3園が連携し、教育・保育の提供、量の確保及び充実に努めてまいりました。また、保育サービスの質的向上と子育て相談機能の充実、3歳未満児の保育ニーズへの対応、就学を見据えた一人ひとりの発達に即した保育を行う中で、医療的ケア児の保育にも努めてまいりました。

放課後児童健全育成事業につきましては、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいりました。また、ひとり親家庭に対して、生活援助等を行う事業や自立に効果的な資格取得のため高等職業訓練促進給付金の給付を行うなど、子どもの健全な育成と保護者が就労しながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。

その他、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯、児童福祉施設について支援を行い、保育料負担の軽減や子育て家庭家賃補助、はぴはぴ祝金（出産祝金支援事業）、18歳までの児童医療費の助成を継続的に実施しながら、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図ってまいりました。

「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づいた支援施策を様々な展開してまいりました。今後、令和7年度から令和11年度までを期間とする「世羅町第3期子ども・子育て支援事業計画」を盛り込んだ「世羅町こども計画」の策定に向けての取組を進めるべく、就学前児童及び小学校児童の保護者へアン

ケート調査を行いました。

障害福祉につきましては、障害者基本法及び障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの充実や関係機関との情報共有及び連携の強化を進めてまいりました。

また、安心して住み続けられる地域づくりに向け、障害福祉の理解促進や合理的配慮の提供への取組、障害者雇用の拡大の促進及び障害者の重度化や高齢化を見据えた地域生活支援拠点等の整備を推進してまいりました。

続きまして「ものづくり」について、申し上げます。

国の農業政策が転換される中であって、令和3年度に策定した「第2次世羅町農業振興ビジョン」に基づき、世羅町の基幹産業であります農業振興の施策を推進してまいりました。

農業基盤・環境の整備につきましては、県営事業によるほ場の基盤整備をはじめ、農業災害復旧事業、農林業振興対策事業補助金により農地や農業用施設の整備・復旧に取り組ましました。

産業の振興に係る施策につきましては、より確実な新規就農者の定着に向け、世羅町担い手育成協議会で研修制度の見直しを行うとともに、将来にわたり農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的としたニューファーマー支援事業を実施いたしました。

また、集落法人や認定農業者の機械導入等の支援、アスパラガス・ぶどうなど園芸作物の振興、6次産業の推進や世羅ブランドの取組による販路拡大などを通して、世羅町農業の振興に取り組んでまいりました。

また、燃料資材高騰により圧迫された農業経営を支えるため、営農継続に係る支援を行いました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、90集落、29個別協定に対し、農業生産の維持活動や農地が有する公益的機能の維持活動を図る取組を支援いたしました。

農業・農村の基盤を将来にわたって支え、農村環境の保全をめざす多面的機能支払交付金につきましては、42活動組織で取組まれました。

農業生産基盤や生産環境の整備につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した緊急捕獲活動、町補助金では個人農家等の被害防止対策として130件の侵入防止柵などへの補助により農業生産の環境整備を図ってまいりました。世羅町鳥獣被害対策実施隊等によるイノシシの捕獲頭数は減少しておりますが、シカの捕獲頭数は過去最大の捕獲頭数となっており、農作物などへの被害額につきましては、依然として高い傾向にあります。農作物などへの被害防止につきましても、集落での侵入防止の学習、侵入防止柵設置及び捕獲による被害防止対策を実施し、一定の効果が得られました。今後も鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興につきましては、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するため、関係機関と連携して畜産農家の訪問指導を実施してまいりました。また、重大な動物感染症（高病原性鳥インフルエンザ等）発生時に、円滑に防疫措置を実施するため、広島県と防疫措置の実施に関する協定を締結いたしました。

林業振興につきましては、ひろしまの森づくり県民税を活用した森林整備事業として里山林整備事業・特認事業等の「ひろしまの森づくり事業」及び「松くい虫防除事業」を実施し、森林が持つ公益的機能の保全と鳥獣被害の低減を図り、森林を守り育てる取組を行いました。また、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業を活用し、除伐・下刈・枝打ち等の施業や意向調査などを行い、森林資源の適切な管理に努めました。

商工業振興につきましては、企業の立地や設備投資に支援を行いました。運転資金や設備資金としての中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業などの各種経営支援事業、創業支援につきましても、世羅町商工会・関係機関と連携して実施いたしました。

企業誘致につきましては、サテライトオフィス誘致事業を進めてまいりました。また、お試しオフィスの活用におきましては、企業の利用が少ないという結果となり、今後の課題として取組んでまいります。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、経営に影響を受けた事業者に対して支援を行いました。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策が緩和された中で、集客につながる取組を実施してまいりました。特に、訪日客の増加を見据え、インバウンド対策として、世羅町観光協会をはじめ町内観光事業者との連携により、台湾でのプロモーション、セールス活動を実施いたしました。これにより、台湾からのツアー客受入れが始まっております。

今高野山開基 1200 年にあたる令和 4 年度に行った活動支援を、令和 5 年度も引き続き実施し、各種イベントや行事の支援を行いました。

世羅町の玄関口としての道の駅世羅につきましては、観光協会と連携し、周遊につながる観光ルート等の情報提供に努めてまいりました。また、SNS を活用しながら観光の旬な情報を発信し、町の観光 PR の中心で活動している観光協会と連携し、観光振興を進めてまいりました。

指定管理施設や直営観光施設においては、適切な維持管理を実施してまいりました。また、産直市場におきましては、西大田ふれあい市場を無償譲渡いたしました。

続きまして「人づくり」について、申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきましては、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念とし、品格と潤いのある教育を推進してまいりました。また、総合教育会議の開催等を通じ、首長部局と教育委員会が緊密に連携することにより、教育施策の方向性の共有・執行に努めました。

学校教育につきましては、児童生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を育むために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICT を効果的に活用した授業改善を進めました。また、特別支援教育につきましては、個の実態に応じた指導・支援の充実を図ってまいりました。校種間連携につきましては、保育所・認定こども園と小学校の接続連携、学区内を中心とした小中連携、そして小中学校と世羅高校との連携等、教育内容の一貫性や充実を図ってまいりました。地域と学校の連携・協働につきましては、社会に開かれた教育課程の充実を基底に置き、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進を全校区に広げました。教育環境の整備につきましては、安全・安心な環境を実現するために、老朽化した



施設・設備の改修を中心に進めております。

夢や志を育み豊かな心を育てる面においては、研究指定校を中心とした道徳科の授業改善研究を進めるとともに、各校で生徒指導の充実を図り、読書活動や体験活動を積極的に取り入れることも進めました。また、特色ある学校文化の創造・継承に係わる取組として、輝くせらの学校文化発表会を新たな形で復活させ、児童生徒間の交流と、保護者・地域の皆様への公開を実現させることができました。

たくましく健やかな心身を育てるために、家庭と連携しての基本的な生活習慣の育成に努め、体力・運動能力向上の取組を推進するとともに、食育指導の充実も図ってまいりました。令和7年度から稼働予定の学校給食センター建設は、計画通り着工し、整備を進めております。

また、次代を担う児童生徒が、郷土への誇りと国際感覚をもった人材として成長していくための取組を見直し、実施いたしました。ここ数年、コロナ禍のために中止していた職場体験学習「せらゆめトライアル・ウィーク」及び中学生海外研修を復活させ、キャリア教育や国際理解教育の充実を図ることができました。

教職員の力を最大限に発揮できる環境整備として、勤務のあり方の見直し等を通して、子どもと向き合う時間の確保や職場環境の充実を図っています。

知・徳・体のバランスがとれたしなやかで品格のある世羅の子どもを育てるため、家庭や地域との連携は引き続き必要であり、今後も地域の一員として積極的に参画し活動する児童生徒となるよう働きかけを進めてまいります。

地域における生涯学習の推進につきましては、自治センターを拠点とした各地区住民や団体等による主体的な学習活動を支援し、また、地域づくりの人材育成に努めてまいりました。

社会教育の推進につきましては、豊かな心と知性を育み、変化する社会状況に対応できる事業を展開・支援するとともに、施設の改修・維持管理に努めてまいりました。

読書活動の推進につきましては、くらしの中に本がある環境づくりに向けて、図書館内の魅力度の向上を図るとともに、ブックスタート事業や図書館講座の実施等、学校や認定こども園と連携した取組を継続してまいりました。

文化・芸術の振興につきましては、世羅町文化協会、せら美術協会の活動を支

援するとともに、文化芸術公演や町民ギャラリーを開催し、優れた芸能、芸術作品の鑑賞機会を提供することにより、町内の文化振興を図りました。

生涯スポーツと体力づくりにつきましては、スポーツ推進委員によるさわやかスポーツ教室等の開催、世羅町スポーツ協会や世羅町スポーツ少年団、せらスポーツクラブなどの団体との連携を通して町民一人1運動・1スポーツ参加の促進や指導者の育成に取り組んでまいりました。また、駅伝のまちとして中国実業団駅伝競走大会、中国女子世羅駅伝競走大会の開催を支援し、競技スポーツへの関心を高めてまいりました。

文化財等の保護と活用につきましては、企画展、展示に関連した講演会の開催や住民が自ら企画・展示ができる機会を提供するとともに、町内小中学校でのふるさと学習支援に取り組んでまいりました。また、資料の収集・整理を行い、未指定文化財等の調査を実施いたしました。

家庭教育や社会の教育力の向上につきましては、町内において地域運営型の放課後子ども教室実施の支援を行いました。また、ファシリテーターの養成講座や研修を通じて、家庭教育支援チームの支援を行うとともに、PTAや保育所保護者会等と子育て情報を共有し、家庭の教育力の向上に努めてまいりました。

ともに生きる地域社会の確立に係る施策のうち、人権教育・啓発の推進につきましては、各関係機関・団体と連携し、人権に関する理解を深めるための人権研修会の開催や人権問題についての相談に応じる人権相談所の開設等に取り組むとともに、広報紙やケーブルテレビを活用した人権啓発を推進してまいりました。

男女共同参画の推進につきましては、第3次世羅町男女共同参画行動計画「はんぶんこプラン」に基づく個別の取組を可能な限り進めるとともに、コロナ禍に開催できていなかった世羅町はんぶんこプラン推進会議を開催し、これまでの取組を振り返り、「第4次はんぶんこプラン」の策定に向け、今後の方針を確認いたしました。

続きまして「安全安心づくり」について、申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策のうち、地域情報関係につきましては、町内全域において完成した、高速大容量の通信網である光ファイバー網を適切に維持するとともに、せらケーブルねっとの加入促進に努めてまいりました。また、

放送業務の受託者である株式会社MCAT（エムキャット）との連携により、データ放送の有効活用や自主放送番組の充実を図ってまいりました。

さらに、ソーシャルメディアの活用として、世羅町LINE公式アカウントを通じて、町政情報等の情報発信を進めてまいりました。

デジタル化の推進につきましては、マイナンバーカードの普及や利用の促進に努めるとともに、世羅高校・携帯電話事業者との協働により、高齢者向けのスマートフォンの相談会を開催し、住民のデジタルデバイドの解消の取組を継続してまいりました。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、国土交通省及び広島県への提案活動を広島県内6市町、島根県内10市町と連携し実施してまいりました。

国県道につきましては、町内基幹道路網整備のため、改良や歩道設置等が円滑に進められるよう広島県に対し働きかけてまいりました。

町道につきましては、国の交付金を最大限に活用し、町道小草樞ノ木線及び重永本線改良事業に取り組みました。また、その他10路線につきましても事業促進を図ってまいりました。

公共土木施設災害復旧事業では道路6箇所、河川1箇所の復旧工事を行い、すべての災害復旧工事を完了いたしました。

地籍調査事業につきましては、大字本郷及び寺町の一部約0.9㎏の一筆地調査等を実施いたしました。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の向上を図るため、浄化槽設置整備事業により34基の助成を行ってまいりました。

また、合併浄化槽の適正な維持管理の促進と公共用水域の水質保全を図るため、維持管理費用の一部助成事業として、2,228件の助成を行ってまいりました。飲用水施設整備につきましては、安心、安定した飲料水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を12件実施いたしました。

火葬場の管理運営につきましては、やすらぎ苑において339件の火葬を滞りなく行うとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいりました。

移住・定住施策につきましては、空き家の利活用促進の視点からも、引き続き

空き家バンク制度を中心に、移住・定住に関する相談に丁寧できめ細やかな対応に努めてまいりました。併せて、令和5年度からは空き地バンクの取組を開始いたしました。関係人口創出にかかる取組では、8年ぶりに広島県事業「ひろしま里山ウェブ拡大プロジェクト」に参画し、地域課題解決に興味のある県内外の5人の若者ととも、関係人口創出事業の世羅町のこれまでの取組の課題と今後のあり方について検討いたしました。より一層効果的な事業展開を進めるために、今後も若者らとの連携を深めてまいります。

公共交通につきましては、「世羅町地域公共交通網形成計画」に基づき着実な事業の推進を図る中で、住民の移動利便性を図るため、せらまちタクシーを運行いたしました。また、せらまちタクシー直行便及びまちなか循環タクシーの見直しによる運行を行いました。新規利用促進のため、乗車説明会や乗車体験会に引き続き取組んでまいります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、防災ハザードマップを作成し、全戸配付いたしました。情報面を新たに加え、平時における準備の浸透を図りました。また、令和4年度に策定した「世羅町災害時受援計画」に沿って、外部からの応援を積極的に受けて復旧に取組む訓練を実施いたしました。自主防災組織の活動支援として、避難行動のきっかけとなる近所の人からの避難の呼びかけを促進する取組を行い、呼びかけ体制の構築を進めました。世羅町消防団では、小型ポンプ操法の世羅郡大会・県大会に関わり、消防団の結束を高め、消防技術とチームワークの向上を図りました。世羅消防署世羅西出張所の救急車を高規格救急車として更新し、車内での高度な救急処置体制を整えました。

交通安全に係る施策につきましては、各機関・団体との連携による交通安全街頭指導や各種媒体により啓発を行い、また、交通死亡事故ゼロの2,000日達成イベントを実施し気運を高めましたが、残念なことに死亡事故が発生し、さらなる交通安全啓発の必要性を関係者で再確認いたしました。

防犯・暴迫に関する取組につきましては、安全と安心のまちづくり大会を開催し、住民や関係団体が一体となつての防犯・暴迫活動を進めました。新たに実施した防犯機能付き電話機等購入費補助では、当初の想定を超える申請があり、住民の特殊詐欺などに対する防犯意識の向上と日常からの備えを支援いたしました。

消費者行政につきましては、増大する特殊詐欺や悪徳商法による被害の未然防止のための啓発活動を実施いたしました。また、住民の安全安心を確保するための相談窓口業務を行いました。

循環型社会の形成に係る施策につきましては、ごみの減量化・資源化の推進を図るため、「世羅町一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行いました。また、可燃ごみ及び不燃系ごみは三原市へ処理委託等を行うとともに、粗大ごみ拠点収集事業や適正処理困難物処理事業、ごみ出しサポート収集事業などを実施し、ごみの適正処理を図ってまいりました。さらに、世羅町公衆衛生推進協議会と連携し、環境美化・環境保全活動を推進してまいりました。また、町内のし尿及び浄化槽汚泥につきましては、美化センターにおいて適正に処理いたしました。

総合的な環境の保全に係る施策につきましては、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、さらなる温室効果ガス排出量の削減を図るため、「第4次脱温暖化せらのまちづくりプラン」を策定いたしました。また、脱温暖化プロジェクトせらと連携し、温室効果ガス排出量削減に向けて、環境イベントの開催、もみ殻クン炭やグリーンカーテンの普及事業等に取り組むとともに、再生可能エネルギー利用促進のため、木質バイオマス燃焼機器及び太陽熱利用装置などの導入支援を行いました。

公害防止対策につきましては、公害苦情に対して迅速に対応し、解決に努めてまいりました。特に、長年にわたる宇津戸臭気問題につきましては、十分な臭気低減が図られていない事業場に対して、改めて改善勧告を行い、さらなる改善措置を講じるよう求めるとともに、臭気状況を監視するための臭気指数測定及び職員による臭気調査を継続実施してまいりました。

続きまして「地域づくり」について、申し上げます。

協働のまちづくりの推進に係る施策につきましては、地域と連携しながら、住民参画のまちづくり活動の推進に努めてまいりました。また、地域課題の解決や地域資源の活用等、地域おこし協力隊と力を合わせ、取り組んでまいりました。

ふるさと納税を活用した元気な地域づくり応援事業につきましては、令和4年度に成立した3つのプロジェクトを実施し、地域活性化や魅力あるまちづくりの一助となったものと考えております。また、新たなプロジェクトを募集し、

令和6年度実施の2つのプロジェクトが採択されたところでございます。

地域活動の拠点である自治センターにつきましては、13地区の振興協議会等への指定管理により、適切な管理運営に努めてまいりました。

また、かねてより建物の老朽化や土砂災害警戒区域に位置することが課題であった山福田自治センターについて、新築移転により整備いたしました。

以上、5つの基本目標に基づいて一般会計の概要を申し述べました。

次に「国民健康保険事業特別会計」について、申し上げます。

国民健康保険被保険者の健康の保持・増進に向け、特定健診等の受診率向上や重症化予防に取り組んでまいりました。また、国民健康保険税につきましては、収納対策の取組により、令和5年度現年度分の収納率は99.7%と、県内1位の高い水準を維持することができております。今後も各種事業を円滑に実施してまいります。

広島県国民健康保険運営方針につきましては、第1期の最終年である令和5年度に、第2期運営方針の策定に向け県全体で協議を重ねてまいりました。今後も完全統一保険料率への移行に向け、基金等を活用し被保険者の急激な負担増とならないように税率設定を行ってまいります。

次に「後期高齢者医療制度特別会計」について、申し上げます。

後期高齢者医療被保険者への医療の給付や健康増進事業等、広島県後期高齢者医療広域連合とともに取り組んでまいりました。様々な社会保障制度の見直しが行われている中、引き続き制度の普及に努めてまいります。

また、保険料の収納対策として行ってきた関係課との連携により、令和5年度現年度分の収納率は99.98%となりました。被保険者の負担の公平性の確保のため、収納対策を継続して行ってまいります。

次に「介護保険事業特別会計」について、申し上げます。

「世羅町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画」により、今後も住み慣れた地域で安心して適切に介護サービス等を利用しながら自立した生活が継続できるように在宅サービスの充実や認知症に関する研修会、在宅介護者への支援など、

地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉の地域関係団体などとの連携により、介護予防事業や生活支援に係る施策の取組を進めてまいります。

次に「介護サービス事業特別会計」について、申し上げます。

要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるように介護予防サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者など、関係機関との調整を行ってまいりました。

次に「農業集落排水事業特別会計」について、申し上げます。

小国地区における農業集落排水区域の住民の生活排水を適正に処理することで、より快適で衛生的な生活環境と公共用水域の保全に寄与することができました。平成12年4月1日供用開始から23年が経過し、施設が老朽化しております。今後は「小国地区農業集落排水維持管理適正化計画」に基づき、施設の長寿命化を図りながら維持管理の効率化・適正化に努めてまいります。また、令和6年4月1日から公営企業会計に移行し、経営の健全化・効率化を図ってまいります。

終わりに「公共下水道事業会計」について、申し上げます。

下水道整備計画に基づき、今東地区及び栄町地区において管渠新設工事を実施いたしました。令和5年度末で112.1haのうち103.71haの整備が完了いたしました。また、甲世浄化センターの適切な維持管理を行い、公共用水域の保全に努めてまいりました。引き続き住民の皆様が快適で衛生的な生活環境を提供するため、普及の促進と施設の適正管理に努めてまいります。

以上、令和5年度における一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算について、概要を申し述べました。

令和5年度決算について、主な財政指標では、経常収支比率は人件費や扶助費の増加等により前年度から1.6ポイント上昇の94.5%、実質公債費比率（3年平均）は前年度から0.2ポイント改善して9.3%となりました。

一般会計に属する全基金残高は51億2,844万円、そのうち財政調整基金残高は約6千万円減少の23億5,189万円となりました。また、町債残高は、発行額

が大規模建設事業によって大きく伸びたことで元金償還額を上回り、約2億円増加の104億2,664万円となりました。

コロナ禍を脱したことで、今後、国は、新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急的・特例的な財政支援を終えていくことが想定されます。このため、世羅町の行財政運営を有事から平時に引き戻してまいります。引き続き、基本としている経営資源の効果的活用と効率的な事業推進に取り組んでいくことで、健全な財政を維持し、住民の皆様のため、世羅町の発展に努めてまいります所存でございます。

何卒、令和5年度決算をご認定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

(令和6年9月6日)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

つぎに、監査委員の審査結果について報告を求めます。

○代表監査委員(西川めぐみ) 議長。

○議長(米重典子) 代表監査委員。

○代表監査委員(西川めぐみ) (決算審査の意見書)

○議長(米重典子) 以上で審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第66号 令和5年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第72号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についての「7件」については、9名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託し審査することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 令和5年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第72号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についての「7件」については、9名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託することに決



定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

1番 高橋公時議員    3番 上本 剛議員    4番 矢山 武議員  
5番 向谷伸二議員    7番 藤井照憲議員    8番 松尾陽子議員  
9番 徳光義昭議員    10番 久保正道議員    11番 山田睦浩議員

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

ここで休憩といたします。再開は2時25分といたします。

休 憩    1 4 時 0 8 分

再 開    1 4 時 2 5 分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第18 議案第73号 令和6年度世羅町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案21ページをお開きください。

議案第73号

令和6年度世羅町一般会計補正予算(第3号)

令和6年度世羅町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和6年9月6日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ138,414千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,817,516千円とするものでございます。

歳入は、地方特例交付金2,535千円、地方交付税68,315千円、分担金及び負担金4,540千円、国庫支出金2,237千円、県支出金152千円、寄附金300千円、繰越金59,656千円、諸収入1,500千円、町債286千円を増額し、繰入金1,107千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費1,608千円、民生費14,054千円、衛生費11,600千円、商工費162千円、土木費108,591千円、消防費520千円、教育費8,482千円、予備費909千円を増額し、議会費1,198千円、農林水産業費6,314千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 3回しかできないので、多岐にわたる点もあるかもわからないのですが、最初に23ページの支所管理費の中で、伐採業務で35万円ということですが、どういようなことをやろうとされておるのか、内容についてお尋ねをします。

それから2点目では、保育所運営費の中で、31ページ、会計年度任用職員の354万円と修繕料106万円について、その大まかな内容をお願いします。

35ページの飲料水施設整備補助金171万円と脱水汚泥運搬処理業務88万円の増があるわけですが、これらについてどのような対応をされようとしているのか、お尋ねをします。

もう1点、町道の維持41ページですが、6000万円というかなり金額が大きくなっているのですが、この内容についてお尋ねします。

○せらにし支所長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) せらにし支所長。

○せらにし支所長(前川弘樹) 私からは23ページの支所委託料伐採業務についてご説明します。世羅西管内の、私どもの管理に影響するところにつきまして、敷地内にある木がこの春以降かなり傷みが見えまして、早期に伐採する必要がございます、隣地に影響があつてはいけませんので伐採の費用を上げさせていただいたものでございます。

○子育て支援課長(山名智並) 議長。

○議長(米重典子) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(山名智並) それでは31ページの保育所運営費の会計年度任用職員の報酬の増額について、その内容について説明をいたします。

会計年度任用職員が保育所3施設に時間パート職員として27名登録があります。これは主に時間パート職員の報酬として今回補正を上げさせていただいたんですが、当初見込んでおりました加配、それから職員の研修、休日に対応する代替え職員としての措置をしておりましたが、これにかなり不足を生じたので、計算した結果、この27名分として上げさせていただいておるものでございます。

そして続きまして修繕料106万6000円の増でございますが、これはいお保育所のエアコンの修理が約8万円弱、7万6450円です。それから同じくいお保育所の給水のタンクが建設当初から初めて全面的に改修をする必要が生じました。プレッシャーポンプの交換修理として補正を上げさせていただいているものでございます。金額としては98万9180円でございます。

○上下水道課長(市尻孝志) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(市尻孝志) 35ページの負担金補助金及び交付金の飲用水施設整備補助金について説明させていただきます。当初の補助金の金額が600万円ついておりましたけども、これにつきまして現在7件の交付決定をしております、その後まだ問い合わせがありまして、現在の7件で既に375万円ほど支出の予定がございましたので、その差額分としまして5件分増やしたところの残額との比較の部分で171万円の計上をさせていただいております。

続きまして委託料のほうの脱水汚泥処理業務88万円でございますが、これ

につきましては世羅町美化センターの緊急対応ということでございますけれども、これは槽内の雑排水槽の汲み上げポンプの吐出量が0になっておりまして、原因を確認しましたら槽の間の管が閉塞したと考えられておるために、緊急対応として必要であるということで計上させていただきます。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(米重典子) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 41 ページ 町道路線についてお答えいたします。町道路線は町道 1276 路線 828 kmの維持管理を行うもので、梅雨時期や今から迎えます台風時期の状況に応じ必要額を補正するものでございますが、本年度につきましては被災の状況が少ないということでございますので、例年並みの決算額を見越してこのたび補正するものでございます。主なものとしましては近年多くなっております法面からの木の張り出しの切除、影切り、側溝の清掃、こういったものに充てる予定でございます。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありますか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 最後の41ページの点についてお尋ねしたいと思うんですが、広範囲に対応が求められるというのはよくわかるんですが、考え方として当初で一定の必要なものを見込んで、そして更に予算が必要な場合に増額をするという、これから切る必要があるということで6000万円だろうと思うんですが、そこら辺はほかの補正にも多少関係があるかと思うんですが、できるだけ当初予算で計上して、途中からどうしても緊急にやるとかいうのは当然必要ですが、そこら辺はどういう考え方なのかお尋ねします。

それから43ページの金額はわずかですが、陽だまり公園に対して減額ということですが、当初どのような見積もりをされて、それが3万3000円減になったのか。最終ではないんですが、当初の見積もり等がどうであったのかという点でお尋ねします。

45ページ 住宅リフォーム補助金は200万ですが、どのような補正の内容であるのかお尋ねをいたします。

49ページ学校管理費の中で修繕料を241万円、そして浄化槽管理業務109万

4000 円。これらはどのような経緯で補正をされるのかお尋ねいたします。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(米重典子) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 41 ページの町道路線の補正についてお答えいたします。町道路線の業務につきましては、当初予算において数年間の必要額を計上するわけですが、その年々によりまして必要な業務量、台風であるとか、大雨であるとか、こういったことによって大きく左右されるものがございます。なかなかすべての額を積上げて出ていくということが難しい状況もございますので、年の途中においてしっかり積上げるなかで今回、補正予算を要求させていただいているものでございます。

続いてひとつ飛ばしまして 45 ページの住宅リフォーム補助金についてでございます。住宅リフォーム事業につきましては、本年度当初 1000 万円予算計上しておりましたが、既に 38 件の申請があり、予算としましては、申請額としましては 926 万 6000 円と予算の残が 73 万 4000 円となっている状況でございます。通年を通してこの申請に応えるため、今回 200 万円分の増額を補正するものでございます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 私からは 43 ページの都市計画総務費にあります浄化槽管理業務 3 万 3000 円の減でございますが、浄化槽その他の各施設の設備等につきましては、それぞれ浄化槽でも複数各施設についておりますし、その他の設備についても同様の施設がついているものがございます。財政課でそういった設備の毎年の保守等につきましては、一括契約ということでまとめて契約をし、各科目にそれぞれの保守等の委託料を計上しているところでございます。今回の 3 万 3000 円の減額につきましては入札の結果不用額が生じたということで、当初予算で 36 万 5000 円計上しておりましたが、契約によりまして 33 万 1100 円になりましたので、差額の 3 万 3000 円を減額させていただくものでございます。

○学校教育課長(藤原康治) 議長。

○議長(米重典子) 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） それでは 49 ページについて 2 点お答えをいたします。

1 点目修繕料 241 万 1000 円のところでございますが、小学校の施設に対して合計 11 か所の修繕がございます。主なものといましては世羅小学校の給水バルブの修繕、また同じく世羅小学校遊具の修繕、これ滑り台の修繕が必要ということで、合計 241 万 1000 円を計上しております。

まあもう 1 点、浄化槽管理業務のところでございますが、新しい給食センターの下水処理に伴って当初浄化槽を使っての下水処理だったものを町の下水道へ接続して下水を処理するということになり、新しい給食センターから世羅小学校の敷地内を通り、既存の町の下水道に接続をいたしますが、そのときに世羅小学校も現在浄化槽を使っての下水処理をしておりますが、同時に町の下水道を使って下水を処理することになります。そういった経過の中で、今、既存の浄化槽の使用の必要がなくなりますので、最終清掃業務ということで適切に処理するものでございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） まず、5 ページの自治センター指定管理委託の債務負担行為、令和 6 年から令和 11 年度まで。これは全員協議会でも説明がございましたけれども、この令和 6 年度において 5 か年の指定管理が終了するというところで次年度に向けて同じ提案だと思えます。1 年間約 1 億 2000 万程度になるんですかね。1 億 1800 万くらいですかね。考え方とすれば、これまでと同じような格好での自治センター管理をしていくというような全協での説明を受けたところでありますけれども、思い出してください。この 5 年前、同じく指定管理の選定によらない、公の選定によらないことで決められてその後に要望書が出たのも、町長、覚えてらっしゃいますか。議会で議決されたことを。公募してくださいということで執行者のほうへ議決の内容覚えてらっしゃいますよね。今後の運営というものもしっかり考えていくように全協でもかなり意見が出たと思えますので、こうした 5 か年先のことはありますけれども、これからの体制というものも再度お尋ねいたします。担当課で難しいようであれば、執行者のほうでお考えを聞きたいと思えます。

次は歳入のところで地方交付税が大きく 6800 万円プラスになっておりますけれども、この内訳についてお伺いいたします。ページ数が 10 ページ。

続きまして 20 ページ 企画費のところでは 300 万円のプラスとなっております。これ合併 20 周年記念事業補助金。当初予定していた金額からどのような今、状態にあつて、300 万プラスになるということですが、こうした状況、内容、今、何件成立して、こういう格好になっているというような内容をお伺いいたします。

同じく下段の交通対策費、デマンド交通の補助金のアップ分です。この時期に 300 万のアップというところではありますけれども、どういった内容なのか、この 4 点についてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 所管しております企画課のほうからお答えをさせていただきます。

まず 5 ページの自治センターの指定管理委託でございます。これにつきましては、高橋議員ご指摘いただきましたように以前から公募についての要望が出ているということは承知をさせていただいております。以前からご説明をさせていただいております。この公募についての考え方ということで、いろいろ課内でも議論をさせていただいたところでございまして、先般の 6 月の総務文教常任委員会、また先日の全員協議会の中でもご説明をさせていただきましたが、企画課といたしましてはこのたびも非公募で実施をしていくということで考えております。これにつきましては、以前からも、理由といたしまして自治センターの指定管理、自治センターという建物自体が、競争の原理と言いますか、公募に対して稼げる施設、儲ける施設でもないということ。また地域住民の自治の拠り所ということでの設置でございます。こうしたところからこの自治センターの指定管理につきましては 13 自治組織に対しての指定管理をお願いをしていくということで現在考えているところでございます。指定管理金額の内訳につきましては先ほど議員のほうから少し触れていただきましたが、指定管理の試算につきましては単年度で約 2880 万円、人件費の試算につきましては単年度で約 8900 万円の金額で、合計で 5 年間で 5 億 8900 万円余で、現在

進めているところでございます。

併せましてページ 21 ページの企画費、合併 20 周年事業補助金 300 万円でございます。こちらにつきましては、8 月末時点で現在 25 件の申請がございました。交付決定済みではございましたが、内 2 件が台風 10 号の接近に伴いまして中止となりました。23 件の実施で交付決定金額が 406 万 9000 円と、もう既に当初予算の 400 万円を超えている状況でございます。現状まだこの補助金につきまして 10 件程度相談がございまして、このたび 300 万円を補正をさせていただくものでございます。なお、合併 20 周年事業補助金の申請期間が 10 月末。当初は 7 月末で計画をしておりましたが、かなりの要望が多かったことから 10 月末まで延長させていただいております。この 10 月末でいったん締切りをさせていただきますので、もし余分が出るのであればまた 12 月のほうで減額補正をさせていただくものでございます。

併せまして同じくページ 21 ページの交通対策費デマンド交通事業の補助金 314 万 1000 円の額でございます。こちらにつきましては、従来直行便といたしまして世羅中学校、世羅高校へ向けてジャンボタクシーが朝 2 台、夕方が 1 台で 2 便走っております。その後利用者が 20 名を超える人数になりまして、ジャンボタクシーでは対応できないということになりまして、中型バスを朝 1 台 1 便、夕方 1 台 2 便走らせるということで、乗車人数の増加、これは利用生徒数の増加ということでこのたび車両変更したため補正をさせていただくものでございます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 11 ページ歳入の普通交付税の増額についてお答えいたします。

今回 6831 万 5000 円の増額補正をお願いしているものでございますが、毎年普通交付税につきましては 7 月に当初の交付決定がございました。今回交付決定を受けておりますのが 45 億 6831 万 5000 円、当初予算で 45 億円ちょうど組んでおりましたのでその差額分 6831 万 5000 円を補正するものです。ちなみに令和 5 年度の当初交付決定から比較しますと、令和 5 年度が約 44 億 9000 万円ございましたので、約 7700 万円程度増額というふうになっております。



○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 40ページの観光振興費のところ、さっき企画のほうでは20周年記念が結構好評で300万増額というのを聞いたんですけど、商工のほうは上がってないということはまだ枠があるということ。

魅力ある観光地づくり事業補助金、これも全協で一定に説明を受けました大妻コタカ先生、名誉町民のラジオ放送があるということでしたが、全体総額と内訳。どういった内容であるのか、この点についてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 観光振興費でございますが、基本はふるさと納税の関係でこちらのほうに計上させていただいております。ということは先般ご説明をさせていただきましたので、企画課のほうからご説明をさせていただきます。

大妻コタカ先生のラジオ番組につきましては現在の計画といたしましては総額の予算が550万円、内、冠スポンサーとなられる企業様のほうから330万円が既にRCC放送のほうへお支払いをいただいているのではないかと、その辺はわかりませんが。残りをこの町からの補助金120万円、これは寄附金によるものの額で120万円と、残りにつきましては同窓会のほうからの財源ということで進めていくものでございます。

現在お伺いをしている予定といたしましては、10月から毎週金曜日に放送されまして全25話で、大妻先生の生誕、生まれたときからご活躍をされて年を重ねられ、さまざまに生きてこられた生涯をですね、この25話の中へ3分番組でずっと放送をしていくというものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ページ数で23ページ、IT管理費の工事請負費200万円なんですけど、どのような考えの工事かということでございます。

次が27ページ、29ページに会計年度任用職員の増がでございます。この時期

になぜこういう会計年度任用職員の募集を行われているのかと。こういうこと  
でございます。

それから 43 ページ 河川維持修繕工事の中の工事請負費で測量設計を伴う  
ということでございますので、どこの河川で行われるのか、確認しておきたい  
と思います。

それから次の 45 ページ 住宅管理費の中の工事請負費 300 万、町営住宅、  
なかなか修繕を要すと思うんですけど、考え方をお伺いしたいと思います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） それではページ 22 ページ、23 ページの I T 管理費  
の工事請負費 200 万についてご質問いただきましたので企画課からご説明申し  
上げます。

こちらにつきましては、当初予算 297 万円、ぎりぎりのところでスタートさ  
せていただいたんですが、現在既に 3 件の工事を執行しております。財政課長  
のほうから少し説明もございましたが、光ケーブルの移設に伴う工事費でござ  
いまして、もう既に工事費が全くない状況でございます。突発的に移設の工事  
等が発生した場合、今、対応できない状況でございますので、このたび 200 万  
円の工事費を計上したところでございます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 27 ページの社会福祉総務費の報酬の会計年度任用職  
員の増額 90 万 3000 円でございますけれども、こちらにつきましては、正職員  
が産休に入っておりますので、その代替えということで補正させていただく  
ものでございます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 29 ページの児童福祉総務費の会計年度任用職  
員 152 万 4000 円の増額の内訳でございますが、10 月に児童手当の改正が行わ  
れるということで、当初半年の予定で当初予算組んでおりましたが、10 月以降  
の改正に対応するという事で更に半年必要となったものでございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設課から 43 ページ 河川維持管理費の委託料測量設計業務の河川についてお答えいたします。こちらは経年劣化により護岸の修繕を必要とするもので、石堂川、それから中陰地川、金光川、この3か所について修繕を行うものでございます。

次に 45 ページの住宅管理費工事請負費でございます。こちらの工事につきましては、現在、公営住宅の長寿命化計画に基づきまして、井折住宅4号棟の改修を行っております。これにつきましては外壁改修であるとか、内部改修を行う予定としておりますが、外壁改修を行うにあたりまして外部足場を設置したところ、近接目視により、屋根の部分の劣化が進んでいることがわかりましたので、屋根部分の塗装を追加して行うものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 でございます。

したがって、議案第73号 令和6年度世羅町一般会計補正予算（第3号）は 原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第74号 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 22 ページをお開きください。

議案第 74 号

令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 45,790 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,880,786 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 20,978 千円、繰越金 86,064 千円、国庫支出金 1,997 千円を増額し、国民健康保険税 62,344 千円、県支出金 905 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 1,960 千円、保険給付費 1,500 千円、予備費 42,330 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） いろんなページに関係するんですが、基本的には一番最後 13 ページになりますか。予備費 4233 万円を、当面予備費において使う予定があるのかどうか。考え方を。

それと併せて医療給付費、現年度課税分ということで、5000 万ですか、減。後期高齢者支援分、8 ページ、減について当初とどういう事情があるのか。

それから基金の積立があったと思うんですが、10 ページ、基金繰入が 2000 万余りあるわけですが、考え方をお尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは8ページ国民健康保険税の減の理由と当初予算との差の理由についてでございます。当初予算においては国保税率をまだ決めておりませんでしたので、県から示された世羅町の保険料必要額を計上をしております。この保険料必要額を収納するための国保税率6月の条例改正で決定をいたしますが、本来は示された額が収納されるための税率を設定すべきところではございますが、国保税率がかなりの上昇となりますので、伸び率のほう4%に抑えた税率のほうを設定をしております。そのため国保税として納めていただく額が少なくなり今回減額補正を行うものでございます。

10ページ基金繰入金の増額についてでございます。事業費納付金の前年度精算分の財源として予算計上をしておりましたが、繰越金で対応が可能となりましたので、当初予算に組んでいた139万円は減額をいたしております。これとは別に、国保税率の改定により不足を先ほどの税込6200万円の税が不足ということになりましたので、この不足する事業費納付金の財源として2000万円を基金繰入で繰入をし、活用をするものでございます。残りの国保税の不足部分については繰越金で対応をさせていただきます。

13ページの予備費についてでございます。予備費として今回補正を4233万円いたしますが、この予備費の内訳としてはこれまでの医療費の財源である国保税で見込みより収納率が上がったことなどから予備費として保有をさせていただきます。また高収納率により受けられる県交付金を財源に実施する人間ドック助成など活用してもなお交付金が余っているものなどを積み上げてきたものを繰越しをいたしまして予備費のほうに計上をさせていただきます。今回補正させていただきますが、このうち約500万円は前年度精算による償還金の財源として、残りの約3900万円は保険給付費の急増により予算不足となった際に充用できるよう保有をさせていただきます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） どういうような県全体の状況になっているのか、十分把握をしてないんですが、保険料の統一に向けてどこの自治体もかなり税が上がるのではないかとということが言われておるわけですが、そういう点では、この

返納する分は少なかったのですが仕方ないですが、3900万円は負担増を抑えることにも使えるという考え方ですか。そういうことも大切だろうというようには思いますが、それだけでなく国保税の引上げだけじゃなしに、介護保険、後期高齢者のも先ほど現年度分1000万の減について医療給付費分と同じような考え方で積算をされておったのかもしれませんが、そういうことに対して、十分に今後の加入者とか、状況は把握してないんですが、長期的に保険税を足らなければ上げるという考え方では加入者の負担がますます難しくなってくるというように思うんですが、こうした点についてどのように考えておられますか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。今後の国保の動き、状況ということにつきましては、少子高齢化や医療費水準が高く、被保険者数も減少していくという状況にあるなかで、すべての医療費や後期高齢者医療、介護保険などへの拠出金をまかなっていくには県全体で負担を分け合い、年度間での財政の安定化を図る必要がございます。そのための広域化ということではございますが、そういったなかで被保険者の窓口負担や保険税など負担感は大きく感じられているということは認識をしております。この広域化により一定の公平性の確保と、被保険者の急激な負担増の回避につながるものと考えております。完全統一の保険料率の実現までの間には、現在保有している繰越金でありますとか、基金のほう、予備費のほう、こういった財源を活用し、急激な負担増を避けながら被保険者の皆様の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 74 号 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 75 号 令和 6 年度後期高齢者医療制度特別会計補正予算  
(第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 23 ページをお開きください。

議案第 75 号

令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算 (第 1 号) を別紙のと  
おり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 10,334 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 668,411 千円とす  
るものでございます。

歳入は、保険料 152 千円、繰入金 4,989 千円、繰越金 5,193 千円を増額し、  
歳出は、総務費 28 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 10,147 千円、諸支出  
金 159 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長 (米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質  
疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 75 号 令和 6 年度後期高齢者医療制度特別会計補正予算(第 1 号)は 原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 76 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 24 ページをお開きください。

議案第 76 号

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 130,749 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,668,767 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 2,303 千円、繰越金 128,446 千円を増額し、歳出は、総務費 418 千円、基金積立金 52,418 千円、地域支援事業費 127 千円、諸支出金 77,786 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質



疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 76 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は 原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 77 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 25 ページをお開きください。

議案第 77 号

令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 447 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 9,859 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 447 千円を増額し、歳出は、諸支出金 447 千円を増額するも

のでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 77 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 78 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案 26 ページをお開きください。

議案第 78 号

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ、3,849千円を増額し、収入289,691千円とし、支出292,461千円とするものでございます。

収入は、営業外収益3,849千円を増額し、支出は営業費用3,849千円を増額するものでございます。

資本的収入については、既定の収入予算の枠内において補正するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第78号 令和6年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第1号) は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、9月20日午前9時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

-----  
散 会 1 5 時 5 7 分